

医療にかかるお金

60代、70代ともなると、多かれ少なかれ体調面での心配事が出てくるものです。これから増えるかもしれない医療費にどう備えたらよいか、公的健康保険から受けられる給付と併せて、自分で加入している生命保険、医療保険の内容を整理しておきましょう。

データでみる 医療費の相場

厚生労働省が発表した令和元年度の国民医療費の概況では、65歳以上の人における費用の割合が、全体の約61%を占めています。これを人口1人当たりの医療費で比較すると、65歳未満は約19万円なのに対して、65歳以上は約75万円となり、約4倍の医療費がかかっていることがわかります。

高齢になるほど医療費が増える大きな理由が、入院の増加です。平均在院日数は、全体では29・3日ですが、65歳以上でみると37・6日になります。

病気別みると、65歳以上の場合は失調症、統合失調症型障害及び妄想

「性障害」など精神系の疾患が1211日と最も長く、次いで「血管性及び詳細不明の認知症」が350日、「アルツハイマー病」が255日となっています(厚生労働省「患者調査」平成29年より)。

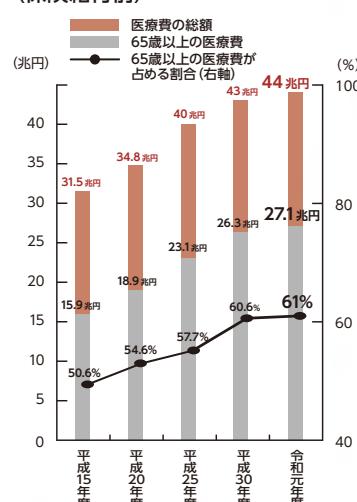
こうしたデータをみると、その金額の大きさに、これからかかる医療費について、不安を感じる人がいるかもしれません。しかし、私たちが加入している公的健康保険には手厚い給付があり、自己負担の金額が抑えられるしくみがあることを知つておきましょう。

まず医療機関や薬局で窓口負担する割合ですが、70歳未満の場合原則3割負担が、70歳以降74歳までは、原則2割負担になります。

■ 人口1人当たりの国民医療費(令和元年度)

65歳未満	約 19万円
65歳以上	約 75万円
60~64歳	約 29万円
65~69歳	約 37万円
70~74歳	約 46万円
75~79歳	約 58万円
80~84歳	約 70万円
85~89歳	約 82万円

■ 国民医療費および構成割合の推移(保険給付前)



健康保険の制度により 自己負担は軽減される

75歳になると、それまでの健康保険の種類にかかわらず、すべての人が後期高齢者医療制度に加入します。これによって、窓口での自己負担率は1割で済みます。ただし、現役並みの所得があれば、3割を負担します。

加えて年代を問わず、窓口負担する

■ 高額療養費の自己負担額上限(1カ月)

70歳未満

年収の目安

現役並み	約1,160万円～	$252,600\text{円} + (\text{医療費} - 842,000\text{円}) \times 1\%^{*2}$
	約770万～1,160万円	$167,400\text{円} + (\text{医療費} - 558,000\text{円}) \times 1\%^{*2}$
	約370万～770万円	$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%^{*2}$
一般	約156万～370万円	57,600円 ^{*2}
低所得者 (住民税非課税世帯)		35,400円 ^{*2}

70歳以上 年収の目安

	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯)
現役並み ^{*1}	約370万～770万円	$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%^{*2}$
一般	約156万～370万円	18,000円 (年間上限14万4,000円) ^{*2}
低所得者 (住民税非課税世帯)	8,000円	24,600円
年金収入80万円以下など		15,000円

*1 1年収により他区分あり。

*2 過去1年間に3回以降上限額に達した場合、4回目以降の自己負担額をさらに軽減する措置あり。

〈例〉70歳未満で年収約370万～770万円の人
100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合



212,570円が高額療養費として支払われ、
実際の自己負担額は87,430円で済む。

医療費にも1カ月の限度額があり、それを超える場合は超えた分が健康保険から支払われます。このしくみを「高額療養費制度」といいます。この制度があれば、左の計算例にあるように、70歳未満の人が大きな手術を受けても、多くの場合は1カ月の負担額は9万円以内に收まります。

超過分は、窓口でいつたん立て替え、

70歳以上になると、限度額は変わりますが、こちらも収入によって分かれます。区分は、窓口負担が原則3割となる「現役並み所得者」、住民税非課税の「低所得者」、その間の「一般」となっています。

高額療養費制度による1カ月の自己負担の限度額は、上図のように収入によって、5段階に分かれます。

自己負担の上限の金額も、所得区分「一般」の場合で1カ月の外来、入院合わせて一律5万7,600円までとなり、70歳未満に比べ大幅に下がります。さらに70歳以上の場合は、外来だけの窓口負担にも1万8,000円の上限(一般の場合)が設けられていて、入院しているなくても医療費負担が抑えられるよう、配慮されています。

高額療養費制度には、一定のルールのもと、家族の医療費が合算できる制度があります。これによつて、1人ずつでみると上限までは使わなかつた月

も、家族の医療費を合計して上限を超えると還付が受けられます。

また、直近1年で上限を超えた月が3カ月以上あり、高額療養費の支給を受けると、4回目以降の上限額が引き下がれます。

ほかにも、介護の費用がかかった場合に、医療費と合算して年間の上限額を超えると、超過分が支給される制度もあります。

ある程度の医療費に備えておく

このように、もしものときの医療費は、様々な角度から自己負担が抑えられるよう考えられています。特に高齢期については手厚くなっているので、高額療養費制度があれば、今後の医療費について、極端に心配することはないのかもしれません。

ただし、気を付けなければならぬのは、制度の対象となるのは、あくまでも健康保険が適用される費用に限られることです。健康保険が使えない治療を受けた場合の医療費や、入院時の差額ベッド代、食事代の自己負担部分



記入してみましょう。

■ 加入中の生命保険、医療保険は？

名前	保険会社	商品名	保険料	保険期間	保障内容
<記入例> 健一	△△生命	XXXXXX	払込終了	終身	死亡保険金200万円 入院5,000円／日 がん診断給付金100万円あり

名前	保険会社	商品名	保険料	保険期間	保障内容

などは全額自分で支払わなければなりません。

窓口で直接支払う費用ではなくても、家族が入院すれば看病に通うための交通費が発生するなど、普段とは違う支出も膨らみがちになります。

そう考えると、入院のリスクが高まる今後は、医療費に関して、ある程度の支出はあるものと思っておいたほうがよいでしょう。

老後の保険の注意点

健康保険が適用されない費用については、個人的に加入している生命保険などでカバーできると、家計の助けになります。そこで、自分が加入している医療保険や生命保険をチェックしておきましょう。

民間の生命保険や医療保険に入りの人なら注意しておきたいのが、保険料の引き落としです。一生保険料の支払いが続く終身払いの場合、うつかりなくて、保険料の支払いが滞れば、最悪の場合、保険が切れてしまう可能性

があります。

また保険は、何かあったとき、自動的に支払われるわけではありません。生命保険、医療保険、ともに保険会社に請求して初めて支払われるものですから、高齢になつて契約があることを忘れてしまつていては、保険金や給付金を受け取れかもしれません。

こうしたトラブルを避けるためには

60歳からの保険

子どもたちが独立して、肩の荷が下りたという家庭には、通常、残された家族のための高額な死亡保障は不要です。一方で、老後にかかるであろう医療費に対しては、医療保険やがん保険が役に立つかもしれません。

本文でも紹介したように、老後の医療費は、公的健康保険からの給付に支えられてはいるものの、入院が長引けば差額ベッド代などの費用が数十万円になる可能性があります。また、がんなど治療方法が確立されていない病気は日々新しい薬や技術が開発されていますが、このなかには公的健康保険がまだ使えず、全額自己負担になるものもあります。

ただし、これから加入するとなると保険料も割高になるため、もしもの病気やけがでまとまつ

なる人に、加入している保険の内容をしっかりと伝えておかなければなりません。右ページのような一覧表を作つておけば、自分はもちろんのこと、ほかの人を見てもわかりやすく、いざといふときに役立ちます。



た出費があつても、貯蓄で賄える人なら、医療保険、がん保険は必ずしも必要とはいえない。そのほかに相続を視野に入れた生命保険の活用法もあります。2人の子どものどちらかに家を遺したい場合、ほかに分ける財産がないと、相続できようだいがもめてしまつこともあります。こうしたケースでは、保険金でもう1人に遺すお金を準備するのも一つの方法です。わが家の場合は、どういう保険が必要なのか、自分なりのスタンスを決めておくとよいでしょう。